

第 8 回全員協議会会議記録						
開 閉 会 日 時	令和 7 年 9 月 1 8 日（木曜）		午後 2 時 3 0 分 開会			
	休 憩 15:20-30 16:09-10					
			午後 4 時 1 1 分 閉会			
会 議 場 所	役場 3 階委員会室					
出 席 議 員 氏 名	議 長 梶澤 幸治	議 員 早苗 豊	議 員 小笠原 等			
	副議長 鈴木 健充	議 員 立川 美穂	議 員 木村 淳彦			
	議 員 西尾 一則	議 員 渡辺洋一郎	議 員 伊藤 稔			
	議 員 常通 直人	議 員 堀切 忠	議 員 菊池 秀明			
	議 員 正村紀美子	議 員 中田智恵子				
	議 員 中村 和宏	議 員 小笠原 等				
欠 席 議 員 氏 名	議 員 橋本 和仁					
説 明 等 に 出 席 し た 者 の 氏 名						
事務局職員	事務局長 安田敦史	総務係長 竹川 恭史	総務係主査 大石真澄			
『会議に付した事件と会議結果など』						
1 開 会						
議長が開会を告げ、橋本和仁議員の欠席を報告し、事務局の日程説明後、協議する。						
2 議 件						
(1) 協議事項						
ア 議員定数と報酬の見直し（原案）について 資料 1						
3 その他						
2 議 件						
(1) 協議事項						
ア 議員定数と報酬の見直し（原案）について 資料 1						
・議 長：本日は、全議員により「議員定数と報酬の見直し（原案）」について、協議する。今件は、議長から議会運営委員会に諮問した事項であることから、この後の議事進行は議会運営委員長とする。（議長と議会運営委員長が議事進行交代）						
・渡辺議員：前回の全員協議会（第 7 回：9 月 12 日開催）で共通認識を図ったとおり、今月（9 月）30 日から開催する「議会報告と町民との意見交換会」において、議会として説明する「議員定数と報酬の見直し（原案）」を整理するための協議を行う。資料は議会運営委員会の正副案であり、菊池議会運営委員会副委員長から説明する。						
・菊池議員：「資料 1」を説明する。本日は「確認事項」を 4 件、「意見交換」を 1 件予定している。最初に「確認事項」について説明する（「別紙 1」）。						

- ・渡辺議員：最初に「確認事項」について項目ごとに意見・質疑を求める。
- ・早苗議員：「別紙１」の「１：目的＜説明＞」の記載で「議員が活動に専念でき、多様な人財が立候補・参画しやすい条件を整えるため」とあるが、「活動に専念できる」という定義を改めて確認したい。
- ・立川議員：これまでの協議・検討の経過としては「議員活動のみで生活が維持できること」を意味していると捉える。
- ・木村議員：私は「議員活動に支障なく関わることができる」という意味と解釈している。
- ・常通議員：私も木村議員の意見と同じように解釈している。
- ・早苗議員：議員の兼職や介護・育児を否定するような表現は慎重にすべきと考える。
- ・立川議員：これまでの議員研修での学びの一つとして、「女性活躍」の造詣を深めるテーマもあったことから、ここの解釈は提案どおりで問題ないと考える。
- ・木村議員：立川議員の意見も理解することから、「議員が活動に専念でき」を削除することで良いと考える。
- ・鈴木副議長：木村議員の意見に賛同する。
- ・渡辺議員：木村議員、鈴木副議長の提案のとおり、「議員が活動に専念でき」を削除することに意見・質疑はないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・渡辺議員：当初案の一部修正を共通認識とすることに異議ないか？
- ・（異議なし）
- ・渡辺議員：他に「１：確認事項について」意見・質疑はないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・渡辺議員：説明のとおり「確認事項」について、共通認識とすることに異議ないか？
- ・（異議なし）
- ・渡辺議員：決定する。次に「議員定数の見直し（原案）」について、菊池議会運営委員会副委員長から資料の説明をする。
- ・菊池議員：「別紙２」説明。
- ・渡辺議員：区分ごとに意見交換する。最初に「（１）委員会機能が安定的に確保できる人数とは？」について、意見・質疑はないか？
- ・常通議員：住民説明の際に、現行の半数の議員で議会が運営できるか否かを検討・協議したことを説明するために、一度、議会内で意見交換をしておいた方がか。
- ・西尾議員：議員数の変遷（昭和の時代の実態から）を住民説明の際に情報公開すべきと考える。
- ・立川議員：これまでの議会内での協議経過を説明することで、「議員数の半減」を改めて検証する必要は希薄と考える。
- ・早苗議員：現行の議員数（１６人）及び常任委員会構成（２委員会）となった経過を資料に記載してはどうか？
- ・中村議員：早苗議員の意見に賛成する。

- ・事務局長：これまでの「議員定数と報酬に係る答申（H26～）」の情報については、クラウド内に保存してあるので、各自御確認いただきたい。今回、議運正副がお示ししている資料は、今月末から実施する「議会報告と町民との意見交換会」での議員の説明趣旨として、議会内の共通言語（手持ち資料）のダイジェストとなることを申し上げたい。
- ・渡辺議員：他にないか？
（意見・質疑なし）
- ・渡辺議員：次に「（２）議長・副議長の委員会への関わりはどうあるべきか？」について、意見・質疑はないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・渡辺議員：次に「（３）強化すべき委員会機能はないか？」について、意見・質疑はないか？
- ・常通議員：「（５）：議員（委員）間の活動量の平準化は実現できるか？」にも関わるが「広報広聴委員会」を新たに設置するという位置付けは？
- ・菊池議員：「常任委員会」としては現行で「適」として、議員間の活動量の平準化する方策として「広報広聴機能」を充実させておくべき意思を記載したものである。
- ・渡辺議員：他にないか？
（意見・質疑なし）
- ・渡辺議員：次に「（４）委員会への委員重複所属はどうあるべきか？」について、意見・質疑はないか？
- ・常通議員：「委員会」の定義を明確にすべきではないか？すでに「合同委員会」や「特別委員会」との重複所属は日常的に行われていることから、どの委員会の重複を指しているのか？明確にすべきでないか？
- ・木村議員：本文の記述では「常任委員会」を定義しているものと考えてるので、このままで良いと考える。
- ・鈴木副議長：木村議員の意見の通りであり、このままで良いと考える。
- ・渡辺議員：他にないか？
（意見・質疑なし）
- ・渡辺議員：次に「（５）議員（委員）間の活動量の平準化は実現できるか？」について、意見・質疑はないか？
- ・伊藤議員：この趣旨は理解できる。
- ・立川議員：「定数」のみならず、「報酬」の議論の際にも「活動量の平準化」については、住民の皆さんから意見・質疑がある可能性もあることから、この記述は必要と考える。
- ・鈴木副議長：立川議員の意見のとおり、今後、議会内で詳細を協議していくべきテーマではあるが、今回の住民説明会における質問対応としての文章整理は必要と考える。
- ・木村議員：「議員定数」の根拠からは、外す方が明確でないか？
- ・菊池議員：「議員定数」の根拠としては、必要な要素と考える。

- ・堀切議員：議員の活動量について、前回（６月）の住民説明会でも質問があったことから、このままで良いと考える。
- ・常通議員：「広報広聴機能」の強化については、まだ、議会内で協議していないのに、ここに記載してあることに違和感を感じる。
- ・渡辺議員：今年度の議会活性化計画主要事業には、全議員共通認識のもとに「広報広聴機能の拡充」として検討事項に掲げている経過はある。
- ・木村議員：この項目は、「定数と報酬」の両方に関わるものであることから、説明資料としては記述し、まだ、検討途上事項であることから「課題」として記載方法を資料末尾に移動してはいかがか？
- ・渡辺議員：当初からこの６項目については、「定数の根拠」として共通認識を図ってきていることから、議運正副案どおりとしたいが、他にないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・渡辺議員：異議ないか？
- ・（異議なし）
- ・渡辺議員：次に「（６）人口との兼ね合いはどうあるべきか？」について、意見・質疑はないか？
- ・常通議員：本町の事務事業数は、他の自治体と比較した際には、議会が調査・チェックすべき重要なバロメーターとなることから、活動量の根拠として一つの要素にしてはいかがか？
- ・鈴木副議長：「人口における議員数の割合」については、住民からの意見・質疑としては、最も多い疑問と考えることから、関係データの整理は必須と考える。
- ・渡辺議員：他にないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・渡辺議員：最後に全体を通して、意見・質疑はないか？
- ・（意見・質疑なし）
- ・渡辺議員：説明のとおり共通認識とすることに異議ないか？
- ・（異議なし）
- ・渡辺議員：決定する。以上で「議員定数と報酬の見直し（原案）」についての協議を終了する。

- ・（議事進行を議長に交代する）

- ・議長：本日の協議事項「ア」について、終了する。

３ その他

- ・議長：各議員からないか？
- ・（なし）
- ・議長：事務局からないか？
- ・（なし）

・議 長：以上で会議を終了する。

傍 聴 者 数	一般者	0 名	報道関係者	0 名	合 計	0 名
---------	-----	-----	-------	-----	-----	-----

記載のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 18 日

芽室町議会議長 梶 澤 幸 治